

## 理事会・常任理事会細則

第1条 この細則は理事会・常任理事会の組織及び分掌事務を定めるものとする。

第2条 各担当の事務分掌は次のとおりとする。

- 1 総務担当 各種会議に関すること、会報の発行並びに調査収集に関すること及び他の部に属さないこと。
- 2 財務担当 予算・決算及び会計に関すること並びに特別会計に関すること。
- 3 研究担当 研究に関すること。
- 4 研修担当 研修に関すること。
- 5 情報担当 情報に関すること。

第3条 理事会・常任理事会に次の役職を置く。

- 1 理事会は、理事長 1名、副理事長 若干名、常任理事 若干名、理事 若干名。
- 2 常任理事会は、理事長 1名、副理事長 若干名、常任理事 若干名。

第4条 他の教育団体との連絡調整のため役員を派遣することができる。

付 則 この細則は、平成24年5月25日より改正実施する。

## 専門委員会細則

第1条 この細則は、会の活動を円滑に且つ能率的に運営するため専門委員会を設置するにあたり必要事項を定めるものである。

第2条 専門委員会の設置は、評議員の承認を受ける。

第3条 専門委員会は、会長に諮問されたことを行う。

第4条 専門委員は、会長が委嘱する。

付 則 この細則は、平成11年6月23日より改正実施する。

## 旅費支給細則

第1条 この細則は、会の用務で役員等が旅行した場合に支給する旅費について定めるものである。

第2条 支給の対象は、次のとおりとする。

- 1 会長が単独で招集した会議に出席するための旅行。
- 2 会議以外の用務で会長の命令、指示、依頼による旅行。
- 3 他団体の要請にもとづいて旅行するもので会長が認めたもの。

第3条 旅費の支給額は、埼玉県旅費支給条例に準じるものとする。

付 則 この細則は、平成11年6月23日より改正実施する。

## 慶弔規程細則

第1条 この細則は、会員相互の弔意を図るため定める。

第2条 対象は次のとおりとする。(ただし、被贈与者は、一切の返礼をしない)

- 1 会員死亡の場合、弔意(花輪等)を表す。

付 則 この細則は、平成5年4月1日より改正実施する。